主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人木村一八郎の上告趣意について。

中型機船底曳網漁業取締規則三一条は、事業主たる人の代理人、使用人其の他の 従業者が同規則二七条一項等に違反した行為に対し、事業主に右行為者らの選任、 監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかつた過失の存在を推定 した規定と解すべく、したがつて事業主において右に関する注意を尽したことの証 明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ないとする法意と解するを相当と する(昭和二六年(れ)第一四五二号同三二年一一月二七日大法廷判決参照)。そ れ故右規則三一条によつて、事業主は無過失責任を負わされ、他人の犯罪行為につ きなんら罪責なき人が処罰の対象とされるとの前提に立脚して、これを違憲立法な りとする所論は前提を欠き理由がない。

記録を調査するに、事業主たる被告人において、判示行為者らの判示違反行為に つき、これを防止するために必要な注意を尽したことの主張立証の認められない本 件において、被告人に対し右規則三一条の適用を肯定した原判決は結局において正 当であるといわなければならない。

次に所論は判例違反を主張するけれども、引用にかかる判例は本件と事案を異にし、本件には適切でないから採用できない。

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三三年二月七日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 河
 村
 大
 助

裁判官 奥 野 健 一